



# 飼養衛生管理基準のポイント 第 16 号

## ～ II-14 衛生管理区域専用の衣服 及び靴の設置並びに使用 ② ～

令和 3 年 8 月 4 日

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。  
今回は「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」その 2 です。

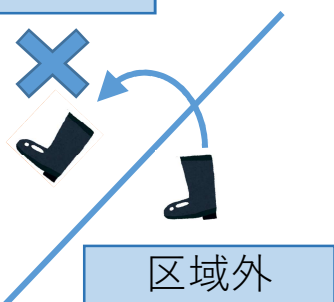
(基準本文)

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。



今回は「靴の交換について」だったね。「衣服の交換」と何が違うの？

区域内



区域外

一言でいうと、  
**「必ず、衛生管理区域の入口で履き替える必要がある」ということ**じゃな。

衣服の交換は、管理さえ気をつければ農場に入ってからでも良いが、靴については、「外から来た靴で、衛生管理区域の土を踏んではいかん」ということじゃ。



区域内



区域外

一番シンプルな方法は、**区域入口に専用靴置場を設置して、全ての人がそこで靴を履き替える**、というやり方じゃな。  
靴置場といっても、**蓋付きの容器に入れておくので十分**じゃ。立派な建物を考える必要はないぞ。





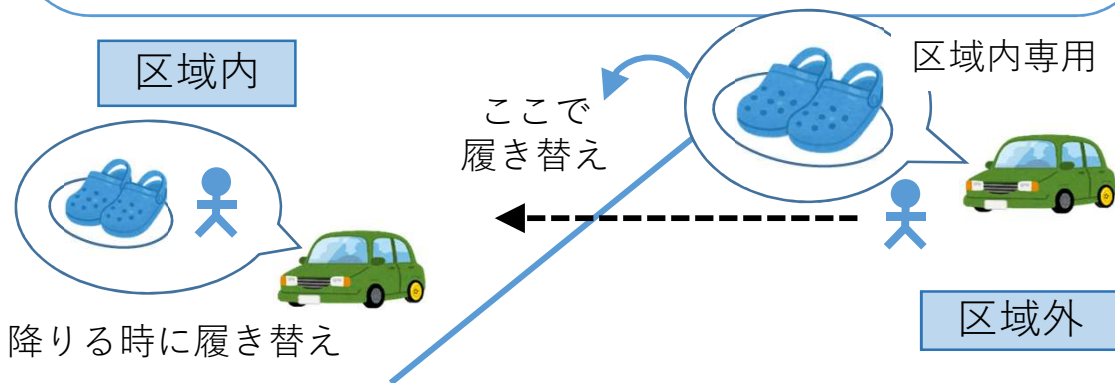
入口に専用靴置場を作れない場合はどうすればいい？

そうじゃな…、1つの対応例としては、「**とりあえずサンダル**」を準備している農場があるぞ。

作業用の靴は管理棟で履き替えるとして、**車を降りてから管理棟に行くまでの区域内専用靴を車に積んでおくんじや。**

**駐車場の場所によっても注意が必要じゃよ。**

駐車場が**区域外**なら、サンダルをもって**区域入口で履き替え**、  
駐車場が**区域内**なら、**車を降りるときに履き替え**、じゃ。



他には、**衛生管理区域を見直して管理棟を履き替え場所にする**、という方法もあるぞ。

**それぞれ条件が違う**じゃろうから、一人で悩まず、獣医師や家保なんかに**相談すればいいんじやよ。**

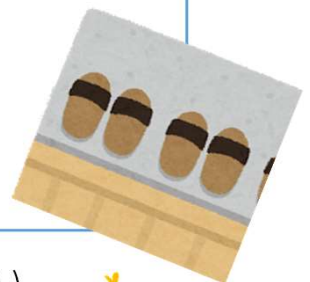


一緒に考えてもらった方がよさそうかな。

最後に、靴の履き替えの際の「**交差汚染の防止**」に気をつけてほしいんじや。

外から来た靴と区域専用靴を**同じ場所に置いたり、区域の境界を行ったり来たり**してしまうと、履き替えた意味がないじゃろう？

**トイレでスリッパを替える時みたいに、履き替え前後それぞれの靴が踏んでいい場所をきちんと分けるんじやよ。**



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください  
岩手県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課  
TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593  
E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

